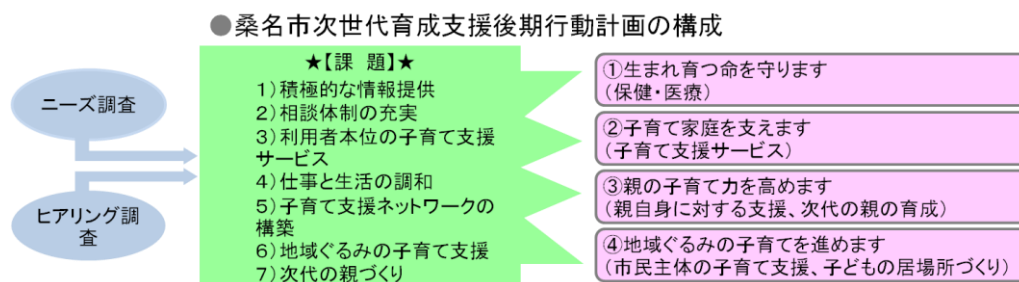


桑名市子ども・子育て会議の趣旨について確認（前回の資料2より抜粋）

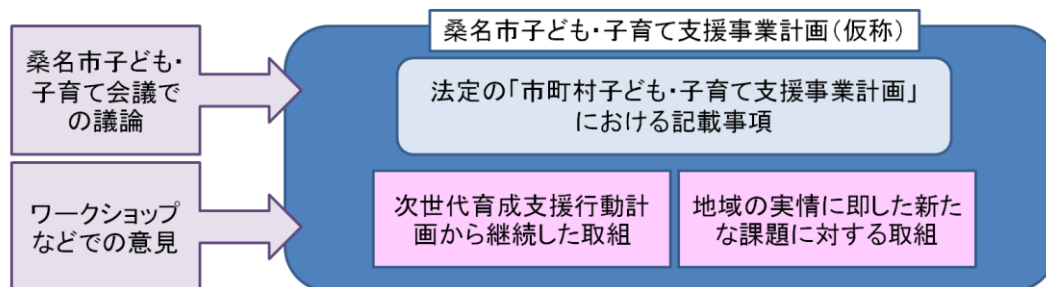
1. 次世代育成支援後期行動計画から子ども・子育て支援事業計画へ



○ 次世代育成支援対策推進法は、平成26年度までの時限法であり、今後法律の延長について検討されるが、平成27年度以降は、次世代育成支援行動計画に代わり、子ども・子育て支援事業計画を策定することになる。

○ 委員の皆様にご熱心にご議論をいただき、策定した次世代育成支援後期行動計画の継承の重要性を認識し、子ども・子育て支援法に規定する子ども・子育て支援事業計画の項目を盛り込むことはもちろんのこと、次世代育成支援行動計画の内容を踏まえ、本市の課題に即した新たな計画を策定していきたい。

○ そのためにも、広く市民の皆様方にも意見聴取できるようなワークショップなどの企画も予定し、市民と行政の協働により、子ども・子育て支援を中心に施策・事業を考え、計画を組み立てていきたいと考える。



2. 桑名市子ども・子育て会議について

1. 設置と所掌事務

「桑名市子ども・子育て会議」は子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく合議制の会議で、所掌事務は次のとおりである。

- ① 子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事務
 - イ 特定教育・保育施設の利用定員を定めるにあたり意見を述べること。
 - ロ 特定地域型保育事業の利用定員を定めるにあたり意見を述べること。
 - ハ 市町村子ども・子育て支援事業計画策定に関し意見を述べること。
- ニ 市町村の子ども・子育て支援に関する施策の総合的な推進に必要な事項および当該施策の実施状況を調査審議すること。
- ② 次世代育成支援行動計画を推進するため、事業の進捗状況の点検、評価および見直し等に関し、調査審議すること。
- ③ その他、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

※特定教育・保育施設…教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)のうち、施設型給付費の支給対象となる施設
 ※特定地域型保育事業…地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)のうち、地域型保育給付費の支給対象となる事業

2. 会議のあり方

- 本会議は、前記の所掌事務②のとおり、次世代育成支援対策地域推進協議会がこれまで審議してきたことを引き継ぐこととなっている。
- したがって、次世代育成支援対策地域推進協議会が推進してきた〈市民と行政の協働による子ども・子育て支援〉の考え方や取組を継承し、発展させていく会議として位置づけていく。
- 会議の進め方についても、分科会による専門的な検討や、グループワークによるきめ細かな検討を重ね、より実効性のある会議としていきたいと考える。